

## 船舶事故調査報告書

平成24年7月26日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 横山 鐵 男（部会長）  
 委員 庄 司 邦 昭  
 委員 根 本 美 奈

事故種類	乗揚
発生日時	平成23年7月31日（日） 13時50分ごろ
発生場所	奈良県五條市六倉町 <sup>むつくら</sup> の吉野川右岸付近 五條市所在の上牧四等三角点から真方位020° 1,000m付近 （概位 北緯34° 21.1′ 東経135° 43.7′）
事故調査の経過	平成23年8月4日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	屋形船（船名なし）、総トン数なし なし、個人所有 約7.5m×約1.8m×約0.5m、木 ガソリン機関、約7kW（9.9馬力）、平成11年～12年ごろ船長が建造
乗組員等に関する情報	船長 男性 63歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和56年9月18日 免許証交付日 平成19年5月10日 （平成24年7月2日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	船底に擦過傷、船外機が濡損
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、知人等14人（以下「乗船者」という。）を乗せ、平成23年7月31日13時00分ごろ六倉町の吉野川右岸の定係地を出航し、船長が、ゆっくりとした川の流れに乗りながら竹竿をさして川を下り、約5分後に約300m下流の同川左岸付近で船首を川下に向け、川岸の木に係留索を取って停留し、乗船者が船内で飲食した。</p> <p>船長は、乗船者の用便のために定係地に戻り、再度、出航して川の流れが緩やかな前回と同じ場所において、乗船者が用便へ行く場合に備え、係留索を取らずに停留したところ、間もなく本船が流され始めた。</p> <p>本船は、徐々に川の中央に流され、船長が、竹竿をさして本船が流されるのを止めようとしたが、更に流され、川が屈曲して川幅が狭くなり、川幅一杯にわたって大きな岩が点在して流れが速くなっている右岸側に接近し、船尾部が岩場に衝突して岩の間に挟まった。</p> <p>船長は、船外機を使用しようと思ったが、船尾が岩の間に挟まった状態であったので、船外機を使用しなかった。</p> <p>本船は、岩の間に挟まってから約5分後、船首部が左舷側に流され始め</p>

	<p>たので、船長が右舷船尾部で、乗船者の1人（以下「乗船者A」という。）が左舷船尾部でそれぞれ本船を岩の間から離そうとして竹竿で押していたとき、左舷船首部が岩に衝突した衝撃で乗船者Aが落水した。</p> <p>船長は、乗船者Aを助けようとしてクーラーボックスを持って川に飛び込んだが、乗船者Aは、付近でカヌーの練習をしていた者に救助された。</p> <p>本船は、停留場所の北東方100m付近まで流され、船首が左岸を向き、船尾が右岸を向いた状態で川筋に対して横向きになり、13時50分ごろ右岸付近の岩場（以下「本件岩場」という。）に乗り揚げて停止し、船内に水が流入した。</p> <p>船長は、自力で川岸へたどり着き、乗船者Aを除く13人は、他のカヌーの練習をしていた者の協力を得て川岸に上がった。</p> <p>カヌーの練習をしていた者は、警察に110番通報した。</p> <p>本船は、消防関係者が岩場から引き出そうとしたが、引き出すことができず、翌日、船長がクレーンを使用して引き出した。</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好</p> <p>川の状況：川面 平穏</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長は、約12～13年前に本船を手作りで建造し、全長が約7.5mで出力が約7kWの船外機を装備していたが、小型船舶の登録を行っておらず、検査を受けていなかった。</p> <p>船長は、本船建造の前にもFRP船を2隻建造したことがあり、小型船舶の検査を受けたことがあった。</p> <p>日本小型船舶検査機構のホームページによれば、船舶安全法施行規則第2条第2項第1号に該当する検査対象外となる船舶については、次のとおりであった。</p> <p>エンジン付の長さ12メートル未満の船舶（帆船を含む）のうち次のもの</p> <p>「ただし、潜水船、水中翼船、エアクッション艇などの特殊船及び危険物ばら積船は免除されない」</p> <p>(1) 次の要件を全て満足する小型船舶</p> <p>① 旅客の定員が3人以下</p> <p>② 船外機船であって船の長さに応じ出力が以下の範囲内であること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長さ5メートル未満、3.7キロワット以下</li> <li>・長さ5メートル以上、7.4キロワット以下</li> </ul> <p>③ 次に掲げる水域のみを航行するものであること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・湖（沼、池を含む）又はダム、せき等で貯留された水域で50平方キロメートル以下のもの</li> <li>・告示で定める以下の湖 能取湖、屈斜路湖、風蓮湖、洞爺湖、小川原湖、十和田湖、浜名湖、穴道湖</li> <li>・以下の海域の一部（告示で定める水域） 中海、浦ノ内湾、江田島湾、羽地内湾</li> </ul> <p>(2) 長さ3メートル未満であって、エンジンの出力が1.5キロワット未満の小型船舶</p> <p>船長は、毎年8月15日の五條祭り（吉野川祭り）などの際、年間7回程度、本船に知人等を乗せて定係地を出航しており、本事故の約2週間前</p>

	<p>に家族の知人8人を乗せて出航し、本事故当日が平成23年になって2回目の出航であった。</p> <p>本船は、船尾に船外機を備えていたが、船長が竹竿をさして移動していたので、本事故当時、船外機は使用していなかった。</p> <p>船長は、飲酒をしなかったが、乗船者14人は、本船に乗船する前から飲食しており、乗船後も本船の中央に置かれた机の両側に座って飲食を続けていたので、本事故当時は酔った状態であった。</p> <p>船長は、これまで停留するときは、船首から川岸の木などに係留索を取るようしていた。</p> <p>船長は、ふだんから乗船中に救命胴衣を着用しておらず、本船に救命胴衣を備えていなかったため、本事故当時、船長及び乗船者14人は全員救命胴衣を着用していなかった。</p> <p>本船は、15時ごろ帰航する予定であった。</p> <p>本船は、平底型で屋根を備えた木造船であり、喫水は船首尾共に約0.15mであった。</p>	
分析	<p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、五條市六倉町の吉野川左岸付近において停留中、乗船者の用便で右岸の定係地に戻ることに備え、係留索を取っていないことから、下流に流されて本件岩場に乗り揚げたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、五條市六倉町の吉野川左岸付近において停留中、乗船者の用便で右岸の定係地に戻ることに備え、係留索を取っていないため、下流に流されて本件岩場に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>	
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・川岸付近で停留する場合は、岩などに係留索を取っておくこと。</li> <li>・小型船舶の検査を受け、救命胴衣などを備えておくこと。</li> <li>・船外機をいつでも使用できる状態にしておき、圧流され始めたときには、直ちに使用して圧流の防止に努めること。</li> <li>・救命胴衣を着用すること。</li> </ul>	